

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁

審査請求人 [redacted] (以下、「審査請求人」という。)が令和3年11月16日に提起した [redacted] が行った生活保護法(以下、「法」という。)第63条に基づく費用返還決定処分の取り消しについて、次のとおり裁決する。

なお、この裁決書において引用する法及び関係通知は、審査請求に係る処分が行われた当時のものである。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、平成31年3月19日付けで生活保護受給となった。
- 2 令和3年1月25日、処分庁は審査請求人に対して、審査請求人の病状が障害年金に該当するか主治医に確認するよう指導した。
- 3 令和3年4月1日、審査請求人は、処分庁に障害年金の申請手続きを進めていることを報告した。
- 4 令和3年8月18日、審査請求人は、処分庁に障がい厚生年金約180万円が同年8月15日に入金されたことを報告した。
同日、審査請求人は処分庁に収入申告書、障がい厚生年金証書及び年金支払通知並びに通帳の写しを処分庁に提出し、処分庁はこれを受理した。
- 5 令和3年9月24日、処分庁は、遡及支給となった主の障害厚生年金3級支給分について、法第63条に基づく費用返還を決定し、同日、審査請求人に通知した。
- 6 令和3年11月16日、審査請求人は、上記5の処分の取り消しを求めて本件審査請求を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

令和3年9月24日付けで処分庁が行った法第63条に基づく、185万3,515円の返還を求める決定の取り消しを求める。

障害年金は平成30年4月から令和3年5月分として支給されたものである。私が生活保護を受給したのは平成31年3月19日からであるので、少なくとも平成30年4月から平成31年2月分の障害年金は返還の対象にあたらない。

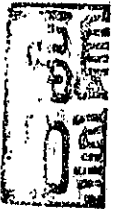
処分庁の判断が誤っているものであるため、決定の取り消しを求める。

2 処分庁の弁明

- (1) 令和3年9月24日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分は以下の理由があり棄却の裁決を求める。
- (2) 本処分は法第63条に基づき、請求人が令和3年6月10日付けで障害厚生年金3級の遡及支給された年金額185万3,515円を資力として認定し、資力が費用返還の対象となる保護費347万1,037円を下回るため、185万3,515円の費用返還を求めた処分である。
- (3) 生活保護法は、法第4条（保護の補足性）により、利用し得る資産（資力）を活用することを要件とされているため、請求人の障害年金が遡及して支給された年金額は、法第4条に定める活用すべき資産に該当し、請求人は資力がありながら生活保護を受けていたこととなるため、支弁した生活保護費を法第63条に基づき費用返還を決定したものである。
- (4) 請求人は、生活保護の開始前の平成30年4月分から平成31年2月分までの遡及分を支給された年金額は、返還の対象にあたらないとの申立てであるが、処分庁は「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」の1-(2)-(ウ)「年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること」に基づき決定した処分であるため、請求人が訴える「処分庁が決定した本処分の判断の誤り」にはあたらず、本処分の決定を取り消す理由はない。
- (5) このことから、本件審査請求は棄却するのが妥当である。

3 審査請求人の反論

- (1) 審査請求書で記載した通り、障害年金は平成30年4月から令和3年5月分として支給されたものである。私が、生活保護を受給したのは平成31年3月19日からであるので、少なくとも平成30年4月から平成31年2月分の障害年金は返還の対象にあたらない。
- (2) 仮に、対象になったとしても医療費が全額負担のまま対象となることは、私の生活に大きな影響を与えますので不当である。そして、医療費が10割負担で返還の対象になるとの説明は受けておらず、この点でも不当な処分であるといえる。



処分庁は説明を行ったと反論しているが、説明を書面でしてもらったものではないため、十分な説明の機会があったとはいえない。

(3) したがって、決定は取り消されるべきである。

認 定 事 実

審理関係人の主張及び当庁に提出があったケース記録等の物件により、次の事実が認められる。

- (1) 平成31年3月19日、審査請求人は、処分庁に生活保護申請をした。
- (2) 平成31年4月5日、処分庁は、平成31年3月19日付けで審査請求人の生活保護の開始決定を行った。
- (3) 平成31年4月11日、処分庁は、審査請求人に対して、「生活保護のしおり」を用いて保護の権利及び義務について説明を行った。
- (4) 令和3年1月25日、処分庁は審査請求人に対して、審査請求人の病状が障害年金に該当するか主治医に確認するよう指導した。

審査請求人は、障害年金の該当性について、病院のソーシャルワーカー（以下「SW」という。）と相談している。また、SW から、[REDACTED] の診断がある見込みであり、障害年金の申請に有利になるとの説明があったため、受診の際、主治医に確認すると回答した。

また、年金事務所にも障害年金の件で後日、相談に行くと回答した。

- (5) 令和3年3月1日、審査請求人は、処分庁に下記を報告した。
 - ・障害年金について、年金事務所で相談し申請書類をもらってきたこと。
 - ・3月5日に[REDACTED] 病院を受診し診断書の作成をお願いすること。
 - ・他に初診日確認のため、[REDACTED] 病院からの書類が必要になるとのこと。
- (6) 同日、処分庁は審査請求人に対し、障害年金に該当し、遡及して年金支給となった場合、法第63条に基づく返還が生じること。遡及期間に保護開始前の期間も含め、遡及して受給となった年金額は、全額返還対象となる旨説明した。
- (7) 令和3年4月1日、審査請求人は処分庁を訪れ、処分庁に障害年金については、申請手続きを進めているとのことを報告した。

その際、審査請求人は、遡及して年金が支給になった場合、年金の取り扱いはどうなるかと質問した。

処分庁は、審査請求人に対し、遡及して年金が入金になった場合、遡及期間に保護開始前の期間も含め、遡及して受給となった年金額は、全額返還対象となり、保護開始後に、支弁した保護費と遡及して受給となった年金額との対比により、返還額が決定となることを説明した。

なお、提出があった物件より、上記(6)(7)において、処分庁が審査請求人に対して、保護開始後に、「医療扶助費等を含めて」支弁した保護費と遡及して受給となった年金額との対比により、返還額が決定となることを説明した旨の記載が確認出来るが、審査請求人は「医療費が全額負担のまま返還の対象になるとの説明は受けて



いない」と反論している。

この点について、双方の意見に相違があり、提出のあった物件から正確な判断出
来ない。このことから、医療費の全額（10 割）が費用返還の対象か否かの説明の有
無については、事実認定を行わず、上記（6）、（7）のとおり事実認定する。

- (8) 令和 3 年 8 月 18 日、審査請求人は処分庁を訪れた。

審査請求人は処分庁から障害年金の受給状況を問われ、7 月 15 日に、遡及分を含
め年金額約 180 万円が支給になっていたとのことを報告した。

審査請求人は、7 月後半に躁状態になってしまい、その間の記憶はないが、躁状態
が落ち着き、気が付くと、室内に新しいスマートフォンとクーラーボックスが置いて
あり、遡及して支給となった年金額のうち、約 30 万円を消費してしまっていた旨述
べた。

処分庁は、審査請求人に対し、遡及分も含め、受給となった年金額は返還対象と
なるため、これ以上、遡及して支給された年金額を消費しないように口頭指導した。

また、処分庁は、審査請求人に障害年金に係る挙証資料の提出を求めた。

これを受け、審査請求人は、障害厚生年金 3 級に係る収入申告書、年金証書及び
年金支払通知書並びに通帳の写しを処分庁に提出した。

処分庁は、審査請求人に対して、障害厚生年金 3 級に係る法第 63 条に基づく返還
額については、決定次第、審査請求人に通知する旨説明した。

- (9) 令和 3 年 9 月 24 日、処分庁は、審査請求人の障害厚生年金 3 級が遡及して支給さ
れた年金額に対し、法第 63 条に基づく費用返還を決定し、費用返還請求金額は 185
万 3,515 円と決定し、同日、審査請求人に決定内容を送付した。

(返還決定の内容)

- ・ 受給権を取得した年月：平成 30 年 3 月
- ・ 資力の内容：障害厚生年金 3 級の遡及支給分 185 万 3,515 円・・・①
(平成 30 年 4 月分から令和 3 年 5 月分まで)
- ・ 費用返還の対象となる期間：平成 31 年 3 月 19 日から令和 3 年 7 月 31 日まで
- ・ 費用返還の対象となる保護費：347 万 1,037 円・・・②
- ・ 費用返還請求金額①が②を下回るため、① 185 万 3,515 円を返還金額とした。

なお、審査請求は、障害厚生年金 3 級の決定に対して、令和 3 年 6 月 10 日付けで
東北厚生局に対して審査請求を行っており、同年 3 年 9 月 15 日付けで、障害厚生年
金 2 級の受給する決定を受けている。

当該審査請求に係る決定書より、主の障害の程度は 2 級に該当。当該決定書は診断
書より、主の病状を「[REDACTED]

が認められ、その程度・症状等については、[REDACTED]

であ

る。

としている。

- (10) 令和 3 年 9 月 29 日、処分庁は審査請求人に電話連絡をし、審査請求人に法第 63 条

に基づく費用返還の通知についての説明を行い、返還金の納付について確認した。

審査請求人、法第 63 条に基づく費用返還については理解したが、返還対象となる保護費について、医療費が 10 割負担になっていることに納得がいかないと述べた。

- (11) 同日、審査請求人は処分庁を訪れ、処分庁の法第 63 条に基づく費用返還について法テラスに相談する旨申し出、生活保護受給者証明書の交付申請を行い、処分庁は証明書を交付した。
- (12) 令和 3 年 11 月 16 日、審査請求人は、上記 (9) の処分の取り消しを求めて本件審査請求を提起した。

理 由

1 生活保護法及び国通知の定めは以下のとおりである。

(1) 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号)

(保護の補足性)

第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2、3 (略)

(費用返還義務)

第 63 条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

(2) 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて (平成 24 年 7 月 23 日付け社援保発 0723 第 1 号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「保護課長通知」という。)

1 法第 63 条に基づく費用返還の取扱いについて

(1) 返還対象額について

(略)

(2) 遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて

年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記 (1) と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。

そのため、遡及して受給した年金収入については、次のように取扱うこと。

(ア) 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。

① 資力の発生時点によっては法第 63 条に基づく費用返還の必要が生じる
こと



② 当該費用返還額は原則として全額となること

③ 真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと

(イ) 原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となることとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。

(ウ) 資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。

(2) 生活保護手帳 別冊問答集

問 13-5 法第 63 条に基づく返還額の決定

(問) 災害等による補償金を受領した場合、年金を遡及して受給した場合等における法第 63 条に基づく返還額の決定に当たって、その一部又は全部の返還を免除することは考えられるか。

(答) (1) 法第 63 条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。

したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。

(2) しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。

なお、次第 8 の 3 の (5) に該当する必要経費については、当該収入から必要な最小限度の額を控除できるものである。

ア 略

イ 略

ウ 略

エ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。

なお、次のようなものは自立更生の範囲には含まれないものである。



- ① いわゆる浪費した額
- ② 贈与等により当該世帯以外のためにあてられた額
- ③ 保有が容認されない物品等の購入のためにあてられた額

オ 当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と実施機関が認めた額。

- (3) 返還額の決定は、担当職員の判断で安易に行うことなく、法第 80 条による返還免除の決定の場合と同様に、そのような決定を適当とする事情を具体的かつ明確にした上で実施機関の意思決定として行うこと。

なお、上記のオに該当するものについては、当該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。

問 13-6 費用返還と資力の発生時点

(問) 次の場合、法第 63 条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点はいつと考えるべきか。

- (1) 障害基礎年金等が裁定請求の遅れや障害認定の遅れ等によって遡及して支給されることとなった場合

(2) ～ (6) 略

(答)

- (1) 国民年金法第 18 条によると、年金給付の支給は「支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から」支給されることとなっているが、被保険者の裁定請求が遅れたり、又は裁定に日時を要した場合には、既往分の年金が一括して支給されることになる。つまり、年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第 63 条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる。

このように、日本年金機構へ裁定請求した日又は裁定があった日を資力の発生時点として取り扱わないので、受給権が発生しているにもかかわらず本人が裁定請求を遅らせる等悪意的要素によって資力の発生時点を変えることはできないこととなる。

(4) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

第 6 条（適用除外）

前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の被保険者としな

1 ～ 8 （略）



9 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者

10、11 （略）

2 検討

- (1) 法は、第 4 条第 1 項に基づき、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としている。また、第 4 条 2 項においては、「他の法律に定める扶助」は、すべて生活保護に優先して行われるものとされている（補足性の原理）。

また、法第 63 条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定している。

また、保護課長通知は、遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて、返還額は原則として全額となることとしながらも、真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるとする。

この場合、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこととしている。

本審査請求は、審査請求人の障害厚生年金 3 級を遡及して受給したことによる法第 63 条に基づく費用返還決定処分である。

よって、本件については、まず、法第 63 条を適用した処分の適否、次に、自立更生費の取扱いについて判断するものとする。

- (2) まず、法第 63 条に基づく費用返還決定処分の妥当性について検討する。

法第 63 条に基づく返還額については、保護課長通知に取扱いが示されており、課長通知 1 (2) は、「②当該費用返還額は原則として全額となること」、「(ウ) 資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること」としている。

また、障害基礎年金等が裁定請求の遅れや障害認定の遅れ等によって遡及して支給されることとなった場合の取扱いについて、生活保護手帳 別冊問答集（問 13-6（費用返還と資力の発生時点））は、「年金受給権が生じた日から法第 63 条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる」としている。

本審査請求に係る法第 63 条に係る費用返還決定処分は、処分庁が審査請求人から徴取した国民年金・厚生年金保険年金証書及び年金支払い通知の写しに基づき、資力の発生年月日を確認し、上記通知に基づき返還額の決定を行ったものと認め



312

また、審査請求人は、反論の中で、「医療費が全額負担のまま（返還の）対象となることは、私の生活に大きな影響を与えますので不当」であると主張するが、国民健康保険法（昭和 33 年 12 月 27 日法律第 192 号）第 6 条の 9 は生活保護法による保護を受けている世帯は、国民健康保険法の適用から除外するものとしている。

課長通知 1 (2) は、遡及して受給した場合の年金収入に係る法第 63 条に基づく費用返還は、原則、全額を返還対象とすることとしており、医療扶助として支給した全額の返還を決定した処分庁の判断に違法または不当な点はないと判断される。

本件において、審査請求人は令和3年8月18日に処分庁を訪れた際、処分庁から障害年金の受給状況を問われ、7月15日に、遡及分を含め年金額約180万円が支給になっていたとのことを報告するとともに、7月後半に躁状態になってしまい、その間の記憶はないが、躁状態が落ち着き、気が付くと、室内に新しいスマートフォンとクーラーボックスが置いてあり、遡及して支給となった年金額のうち、約30万円を消費してしまっていたと申し出ている（事実認定8）

保護課長通知は、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべき」としながらも、「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」とする。

また、生活保護手帳 別冊問答集問 13-5 は、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」は控除出来るものとし、「いわゆる浪費した額」等については、自立更生の範囲には含まれないものとしている。

本件において、審査請求人は、処分庁に約 30 万円を消費したと事後に報告しており、躁状態により新しいスマートフォンとクーラーボックスを購入した経過は記憶にない旨申し出ている。

が認められる。(事実認定9)

このことから、処分庁には主の病状を踏まえた自立更生費の認否の検討が求められるが、処分庁から提出があったケース記録からは、主の消費が自立更生費に該当するものなのか、単なる浪費として自立更生費に該当しないものなのか、具

体な検討、判断が確認出来ず、不十分な点があったと言わざるを得ない。

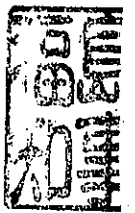
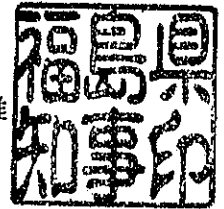
従って、処分庁による法第 63 条の適用自体に違法又は不当な点はないが、自立更生費の取扱いは、不適當であると判断される。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求については理由があると認められることから、行政不服審査法第 46 条第 1 項の規定により本件処分は取り消されるべきである。

令和 4 年 8 月 9 日

審査庁 福島県知事 内堀 雅雄



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は福島県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、会津若松市を被告として（訴訟において会津若松市を代表する者は会津若松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

